令和3年第1回区議会定例会提出予定案件

案 件 名

世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例

概 要

1 改正理由

区管理水路は、東京都が管理する河川と形態・性質等が共通しており、 公共物管理について河川同様に施設の公共性、連担性が求められるため、 占用料については、東京都の河川占用料に準じて定めている。

このたび、東京都が河川占用料に関する単価を改定したことに伴い、 区管理水路の占用料の単価を改定する必要が生じたので、世田谷区公共 物管理条例の一部を改正する。

2 改正内容

世田谷区公共物管理条例第13条別表に定められている占用料の単価を改定する。

- 3 施行予定日令和3年4月1日
- 4 条例改正新旧対照表 裏面のとおり

新旧対照表(別表第13条関係)

占用種別	許可内容	占用単位	金額(円)	
			改正案	現行
第1種	1 橋りょう(添加物を含む。)又は給排水	1平方メ	<u>3, 641</u>	3, 383
	等第2条第2号及び第3号に掲げるもの	ートル		
	を直接に利用するための施設の設置を目	1年		
	的とするもの			
	2 橋りょう、第2条第2号及び第3号に			
	掲げるもの又は兼用工作物に関する工事			
	その他これに類する工事のための工事用			
	詰所、事務所その他の仮設工作物の設置			
	を目的とするもの			
第2種	1 軌道事業又は鉄道事業のための軌道	1平方メ	<u>1,092</u>	<u>1, 015</u>
	(橋りょうを含む。)の設置を目的と	ートル		
	するもの	1年		
	2 水管、下水道管、ガス管又は電力の			
	供給事業若しくは電気通信事業のため			
	の工作物の埋設を目的とするもの			
第3種	仮設小屋、工事用建物その他仮設建物の附	1平方メ	<u>3, 641</u>	<u>3, 383</u>
	属施設の設置を目的とするもの(第1種に	ートル		
	該当するものを除く。)	1年		
第4種	電力の供給事業又は電気通信事業のための	1平方メ	3,641	<u>3, 383</u>
	電柱又は鉄塔の設置を目的とするもの	ートル		
		1年		
第5種	電線又はこれに類する架空線の設置を目的	1平方メ	<u>1,820</u>	<u>1,691</u>
	とするもの	ートル		
		1年		
第6種	第1種から第5種までに属さないもの	1平方メ	3,641	<u>3, 383</u>
		ートル		
		1年		